



# 30年を振り返って

審査第一部長 保倉 行雄

## 1. はじめに

7月に本ポストに着任した時に先輩諸氏が特技懇に投稿されていたのをなぜかふと思い出し、皆さん立派なお仕事をされ、それを文章にしたためておられていましたので、もし依頼が来たらそれなりの文章が執筆できるかなと思っていたところでした。今般、予感どおり依頼が来ましたので、約30年間特許庁等で色々経験をさせて頂いたこともあり、今振り返ってみると、新しいことを立ち上げることも多々ありましたので、それらを中心にご紹介させて頂き、今後の特許庁の施策の企画立案に少しでもご参考にして頂ければ幸いと思ひ筆をとることにしました。

## 2. ロータス1・2・3

平成2年6月にまとめられた日米構造協議の最終報告では「日本国政府は、5年以内に我が国の平均特許審査処理期間を24か月に減ずるよう最善の努力を払う」、いわゆる  $B$  (滞貨件数) /  $A$  (最終処分件数) を24か月以内とするとの目標が設定されました。当時特実審査部では、審査処理実績を、カウントはしていましたが、それが審査順番待ち件数等とどのように連動するのか、はっきりとしていない状況でした。また、当時は審査長単位毎の審査請求件数や審査順番待ち件数の把握も容易ではなく、パソコンもJ3100(東芝製)、表計算ソフトもロータス1・2・3を利用し始めたばかりでした。それらを用いて、審査長単位毎に、審査順番待ち件数、最終処分件数、審査請求件数を連動して計算し、 $B/A$ を何とか計算できるようになったのですが、当初の計算表は、数行×数列の簡単なものですが、当時は表計算ソフトに慣れておられない管理職の方々も多く、合計を電卓で計算し手入力される方や合計等の欄に入力規制をかけると苦情が来るような状況でした。

これが毎年度策定している業務計画の機械計算の始まりかと思います。今や計算表も膨大化、緻密化されていますが、基本的なロジックは当時からあまり変わっていないと思います。今後は、ポストFA11やTPP等の社会情勢を見据えて、審査処理パワーへの審査処理以外の要素の加味、機械計算の解を何に求めるのか?等の基本的な部分も含めて今後とも随時適正化していくことが必要と思われる。

## 3. OWAKE

平成8年度からの試行期間を経て平成12年度からFIとFタームの一元付与が本格的に開始されました。一元付与の主な目的は、審査官によるFI付与と外部機関によるFターム付与のための明細書等のダブルリーディング防止による効率化及び検索キーの早期付与でした。当時の実務面での大きな論点は、FI付与を審査官が行わなくなって、検索を適切に行うことができなくなるのでは?外部機関でFI、特に審査の担当官や検索外注発注区分を決めることになる主分類の付与が正確に行われるのであろうか?との危惧でした。しかし、これがきっかけとなって、分類の定義の明確化や説明書の充実等が進むきっかけとなったと思われます。なお、分類に関する大きな変革は、昭和53年のIPC採用、昭和61年度からのFターム開発、平成8年度からの一元付与と最近のGCIと約10年おきになされてきました。また、分類の国際的統一と国内分類の充実が交互に繰り返されている気がします。これからは、国際的統一と国内分類の充実の一方のみを指向するのではなく、テキスト検索、商用検索等も考慮したうえで、それらを両立しながら効率化する道を模索していく必要があると思われる。

前提が長くなりましたが、FI付与を外注化すると、分類付与の最初の重要な工程である大分けも外注することに

なります。大分けとは、特許出願された案件をどの技術分野の人が最初に分類付与を担当するのかを決定する作業をいいます。以前は各審査部の代表の担当者が出てきて、明細書等をざっと眺め、各審査室に振り分けていました。それを、人手を介さず、本願明細書等と公開公報の電子データを活用して機械的に振り分けるようにしたのが自動大分けです。実は、外注先であるIPCCでは、大分けの自動化を目指した研究を進めていたわけではなく、平成11年度から、自動サーチ<sup>1)</sup>を目指して、加熱調理器分野(4B055)、積層体(4F100)等の分野を対象に類似度検索の精度向上の研究、その基礎となるソーラスの作成を行っていました。審査済み案件でテストをしたのですが、さすがに全ての案件で審査官の引用文献が自動的に類似度上位でヒットするには至りませんでした。審査官が拒絶理由で引用した文献がかなり上位にヒットするケースも予想以上に多くありました。そこで、この程度の精度を有するロジック等を当面活用できる方策がないかということで、思いついたのが自動大分けでした。本研究は、WIPOのCEでも発表する機会に恵まれたのですが、ローマ字で表記すると「OWAKE」となるのですが、ドイツ人の方から「オバケ」(ドイツ語読み)と命名した理由として、日本の「お化け」は非常に優れたパワーを持っているのか?と聞かれたのが妙に記憶に残っています。今後とも自動検索の発展及びその研究成果は意外と別のいろいろな活用方法もありそうですので、今後の大化けを期待しています。

#### 4. ビデオ

現在、当事者系の審判ではほとんどの事件が口頭審理で行われていますが、審判企画室に配属された平成10年当時無効審判は、特許法第145条にあるように口頭審理が原則であったにもかかわらず、大多数の事件は職権で書面審理に切り換えて行われていました。しかし、当事者の審決に対する納得性の向上等を目指し、また民事訴訟法が大改正されたこともあり、原則に立ち返るべく、同法に準拠した口頭審理のビデオを作成することになりました。制作費用をあまりかけることができなかつたため、シナリオ作成、出演等も審判企画室併任者が中心となって行いました。自分は権利者側の代理人の役で審判合議体に本件の技術の特徴点を説明する役でしたが、ビデオを当時の高裁判事にもご覧頂いたのですが、代理人であれば、自分に不利な方向に審判長が誘導しようとしたときは、素直に従うのはケースとして少ないのではとの指摘があったのですが、特許庁編のビデオですので審判長の審理指揮に素直に従うストーリーで進めることにしました。口頭審理は、担当される審

判長や審判官の皆様にとっては準備等で大変ですが、知財権の重要性を実感できるとともに、特許庁職員としての醍醐味ややりがいを感じると思います。また、当該技術での争点が意外と予想外のところであって、今後の審査や審理等においてよりニーズに沿った着目点に気づかされることもありますので、時間があれば傍聴等されることもお勧めします。

#### 5. つけつけ君

平成11年4月にIPCCに出向したときの大きな任務は、自分が先に特許情報管理室に併任した時に仕掛けた一元付与を実行することででした。まさに天につばを吐いた典型例のような気もしましたが、分類付与の効率化や機械化は自分達で新たなものを作り上げる技術者の快感を覚えました。課題はいくつかありましたが、大きな課題の一つは、紙書類なしで分類付与が可能かということでしたが、当時の画面では、本願理解を紙なしで行うことはさすがにできない状況でした。しかし、FIとFタームを画面上で付与すると共に、付与期間の管理を機械で行うようにしました。「つけつけ君」とは、FIをつける・Fタームをつける、これらを同時に行うことでつけつけ君と命名しました。そして、キャラクタも三種類(笑顔、普通の顔、怒った顔)を用意し、遅延案件があると当該出願番号のレッド表示と共に案件のステイタスに見合ったキャラクタを表示するようにしました。主幹の3種類の表情をデジカメで撮影して表示する案もありましたが、リアルすぎる等の理由で採用されませんでした。その後、つけつけ君Ⅱやサーチ子さん、特許庁でも楠ざし君、マシンほんや君等いろいろお友達が増えて嬉しい限りです。本ネーミングの評価はいろいろあるとは思いますが、EPO等でも格好の良い名前をつけたシステム等もありますし、今後とも良いネーミングがなされ各種ツールの利用の促進が図られることを期待します。なお、FODAS、PATDAS等の出すシリーズもあることはアメダスではないですが、ご参考まで。

#### 6. ひものグラフ

平成15年4月から初代の特許戦略企画調整官を拝命しました。巷では知財の活用、知財戦略の重要性が叫ばれはじめていた頃ですが、着任当初はまず何から始めるべきか思案していました。企業等で知財戦略と称することを具体的にどのようにしているのかは全く分かりませんでしたし、特許庁や審査部としても何を支援すれば良いのか分からなかった時代でした。当時の今井長官とも相談し、まず

1) 自動サーチ実現のコツのひとつは、審査官がサーチする際の、テーマ範囲の決定、検索式の作成、スクリーニング等の工程中でさらに細分化されたそれぞれの頭脳の働き、例えば上位概念化の有無、同義語の認識、着眼点等を詳細に分析し機械に置き換えていくことがあります。

はトップ懇をはじめ企業コンタクトを活性化することになりました。企業コンタクトのオファーをすると、企業によっては、あわてて知財戦略を策定しているとおぼしき企業も数多くありましたし、トップ懇の開催を機に自社の役員会議室に初めて入ったという特許部長（当時は知財部長と称するのはまだ少数でした）さんもおられました。特に、企業経営者においては、知財の重要性はおっしゃるものの具体的な対応があまり無く、経営者の琴線にできるだけ触れる手法について検討しました。経営者にとって見ると、コスト削減、研究開発の効率化が最大の関心事であり、そこで非常に単純な論理ですが、特許出願が半分しか請求されず、またその半分しか権利にならないというのは、研究開発費の無駄に繋がることを訴えることにしました（経営者レベルには直感的に分かって頂くことが重要）。その際、拒絶査定になる出願の審査官の引用文献の発行年の分布のグラフを作成してみると（現在は容易に取得できるようですが、当時は大変でした）、会社毎に傾向が見られ、比較的新しい技術で拒絶されるケース、10年以上も前の技術で多く拒絶されるケース、未公開文献に記載された技術で拒絶されるケース等に分かれました。今井長官の命名で相当古いひからびた技術で拒絶される出願もあることからひものグラフ（図参照）といつの間にか皆が呼ぶようになりました。また、審査部に対しては、経営者の考え、研究者の考えに直接触れることができるように長官自らが審査部の管理職や審査官をトップ懇に同行していくことになりました。今では、審査部等での企業コンタクトや業界コンタ

クトがあたり前のように行われていますが、経営者も常に変わっていきましますし、企業に刺激を常に与え続けると共に、ユーザーニーズの適切な把握や審査順番待ち件数が大幅に減少する中業務計画をより適切に策定するためにも、関係企業や業界等の状況の最新情報を継続的に数多く集めるよう尽力する必要があると思います。

7. 生卵

「特許庁で自分が審査を担当した最も印象に残る出願は？」と問われたら、あまり多くは思いつかないのですが、その中でも一つ挙げるとすると鈴木総業株式会社（中小企業）のシリコンゲル材料の出願です（特開昭61-268756号公報：C08L83/04）。技術説明の依頼があり、本願発明の材料でできたシートに生卵を高さ18mから落としても割れないということを実証したいので、特許庁庁舎の屋上もしくは二階の閲覧室から落とす実験をさせて欲しいということでした。しかし、それはかないませんでしたので、面接室で実験をしてもらったのですが、生卵が的（20×20cm程度のシート）を外れてしてしまい割れてしまいました。その発明の材料は、用途がすごく広く、振動防止材料として、防弾チョッキの金属簿板に挟むシート、テニスラケットの芯材、マラソンランナーの靴底材等の多くの用途に利用されることになりました。数年後、自分が審査した案件が活用された場合に、実施企業を訪問しヒアリングするという施策があり、同室の審査官と共に企業訪問した

拒絶理由に用いられた従来技術の分析 (1)

内国出願

- 平均で出願の約8年前の従来技術で拒絶されている
- 研究開始時点で調査可能な従来技術により拒絶とされたものが約8割
- 研究効率を高めるためには、研究開始時点における従来技術の徹底した調査が必要

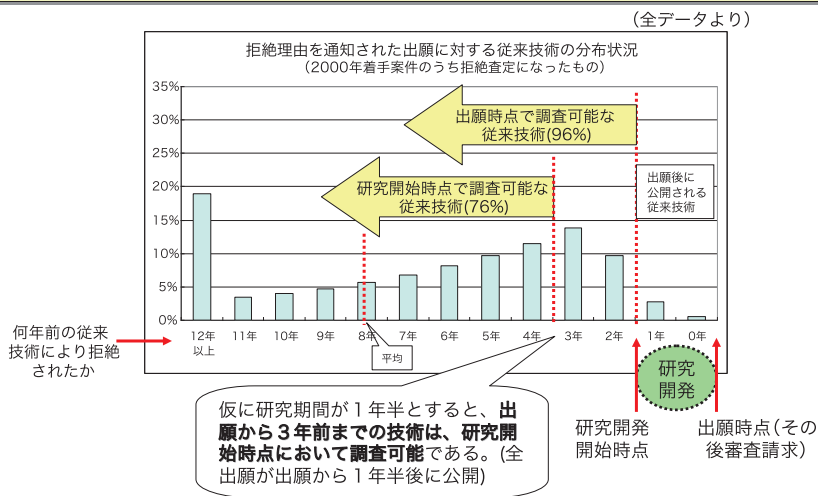


図 当時の企業コンタクト資料で用いていたひものグラフ

のですが、会社の入口にその材料と生卵が置いてあり、落としても割れない実験ができるブースが作ってありました。試しにやってみたところまて的はずして割れてしまい当時の面接の時をお互い思い出しました。なかなか自分が特許査定した案件がどの商品に実施されているか分からないことも多いのですが、分かった場合にその特許の活用等についてヒアリング等してみるのも審査のやりがいを感じることができるとともに、特に中小企業にとっての知財権の重要性を認識できる非常に良い機会になると思いましたし、それが自分の中での印象をより深くしたのだと思います。

## 8. 叡智の微笑

現在、業務自己分析と呼ばれている研修プログラムがありますが、以前は定期OJTと呼ばれていました。平成18年に特許審査第三部の審査調査室長をしているとき、FA11の達成の目標に向けて皆さん一生懸命頑張っている中、審査処理がなかなか目標通り達成できない審査官補や若手審査官に対してどのようにすれば、審査処理のペースをつかんでもらえるのかを思案していました。ある日の夜、特許庁正面入り口近くに鎮座しているモニュメント（叡智の微笑）の前を通過しているときに、ふと思いついたのが定期OJTです。当時の高木部長とも相談し、日課表も書くことになりました。これによって、自分が何処に時間をかけすぎているのか、どこに弱みがあるのか、一目瞭然となり、それに対する策を適切にとることにより能力向上を効率的に進めていくことができるようになったかと思えます。なお、叡智の微笑の前を通ったときに、よいネーミングが浮かんだりしたこともありましたが、今後、仕事等で良い知恵が必要となったときは、叡智の微笑の前を警備員さんに怪しまれない程度に行き来することをお勧めします。

## 9. iPS細胞

平成19年から内閣府参事官として総合科学技術会議の事務局に勤務しました。主な業務は、知財推進計画にも盛り込めるような知財施策を知財専門調査会で策定することでした。

さらに、ノーベル賞受賞前ではありましたが、在任中に山中先生のiPS細胞の特許出願にもかかわることにもなりました。その当時、もちろん出願はされていたのですが、日本の基礎出願の審査請求はなされておらず、PCT出願の各国への国内移行の準備もされていない状況でした。ここでは詳細は記載しませんが、大学等における知財権の取得は予想外のところでハードルがたくさんあり、適切な権利取得やその後の活用に向けて東奔西走しましたが、先生

自身ノーベル賞を取得されたこと、またこの出願が着実に国内外で権利化され知財権の活用がなされるようになったことは、非常に嬉しい限りです。なお、山中先生がiPS細胞の知財権取得の目的として、自分が独占して利益を得るのではなく、安価に公平に皆が広く使えるようにして、多くの人がこれを使って様々な研究をより広く推進できるように自らがコントロールするためとおっしゃったのが、知財取得の従来の考え方と異なる点があり目からうろこの気分になったことを申し添えておきます。

## 10. おわりに

最後まで、つたない文章を読んで頂きありがとうございました。自分の経験してきたことの一部を羅列しましたが、文章にしきれなかったこともいろいろありますので、詳細をお知りになりたい方はいつでもお話しさせていただきますので、ご遠慮なくお申し出ください。

## profile

### 保倉 行雄 (ほくら ゆきお)

昭和58年4月	特許庁入庁 (審査第四部 高分子)
昭和64年1月	特許情報管理課 検索情報開発室
平成2年7月	審査第四部 食品加工
平成3年5月	調整課 企画係長
平成7年1月	ジャパンファンド専門家 (インドネシア)
平成7年7月	特許情報課 電子情報管理計画班長
平成9年4月	審判第13部門 (情報記録)
平成9年10月	書記課 審判企画室 課長補佐
平成11年4月	IPCC 企画部 次長
平成14年4月	併) 名古屋大学工学部 非常勤講師
平成15年4月	特許戦略企画調整官
平成16年4月	審査企画室長
平成17年10月	特許審査第三部 医療室長
平成18年7月	特許審査第三部 プラスチック工学審査長 併) 審査調査室長
平成19年7月	内閣府参事官 総合科学技術会議 (知財担当)
平成21年7月	特許審査第三部 有機化学上席審査長
平成23年7月	審判課長
平成24年7月	特許審査第一部 計測首席審査長
平成25年7月	審査第一部長 (現職)